除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有価証券について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出する者がなかったので、前記の有価証券の無効を宣言する。

平成２２年（へ）第１０号
千葉県市原市姉崎海岸25
申立人　有限会社マエダ
代表者代表取締役　浦部　　廣
権利を争う旨の申述の終期　平成23年３月８日
平成23年３月10日　　千葉簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　Ｃ31517
金額　470,469円
支払期日　平成22年12月10日
支払地　千葉県市原市
支払場所　株式会社京葉銀行五井支店
振出日　平成22年８月10日
振出地　千葉県市原市
振出人　株式会社千葉ニチカ　代表取締役　今井　　久
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２２年（へ）第１号
福井市江端町601番地
申立人　株式会社ウエマツ
代表者代表取締役　上松　信行
権利を争う旨の申述の終期　平成23年３月５日
平成23年３月９日　　大阪池田簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＦＢ03254
金額　948,892円
支払期日　平成22年12月10日
支払地　大阪府箕面市
支払場所　株式会社商工組合中央金庫箕面船場支店
振出日　平成22年９月21日
振出地　箕面市船場東三丁目10番２号
振出人　宇野株式会社　代表取締役　山根　修
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２２年（へ）第１号
広島市西区横川町１丁目６番17号
申立人　広川石油株式会社
代表者代表取締役　廣川　正一
権利を争う旨の申述の終期　平成23年３月７日
平成23年３月10日　　尾道簡易裁判所
（別紙）　目　録
小切手（線引）　２通
⑴小切手番号　ＣＳ07761
金額　3,434,795円
支払人　株式会社もみじ銀行因島支店因島田熊出張所
支払地　尾道市
振出日　平成22年９月30日
振出地　尾道市
振出人　有限会社マルナカ商店　代表者代表取締役　岡野　幸恵
最終所持人　申立人
⑵小切手番号　Ｅ817210
金額　2,835,821円
支払人　しまなみ信用金庫瀬戸田支店
支払地　尾道市
振出日　平成22年９月30日
振出地　尾道市
振出人　イケダ商事　池田　忠正
最終所持人　申立人

平成２２年（へ）第１号
広島県府中市広谷町1302―７
申立人　恵創飾こと　臼井　克子
権利を争う旨の申述の終期　平成23年３月10日
平成23年３月11日　　府中簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　Ｄ11509
金額　297,000円
支払期日　平成23年１月31日
支払地　広島県府中市
支払場所　株式会社広島銀行府中支店
振出日　平成22年９月20日
振出地　広島県府中市
振出人　株式会社松創　代表取締役　松岡　佳二
受取人　白地
最終所持人　申立人
為替手形　１通
手形番号　ＢＢ23767
金額　745,400円
支払人　松岡家具製造株式会社
支払期日　平成23年１月20日
支払地　広島県府中市
支払場所　株式会社中国銀行府中支店
振出日　平成22年９月10日
振出地　広島県府中市
振出人　松岡家具製造株式会社　代表取締役　那須　祥一
引受人　松岡家具製造株式会社　代表取締役　那須　祥一
受取人　白地
最終所持人　申立人

平成２２年（へ）第３号
愛知県一宮市萩原町西宮重字池之井15番地
申立人　有限会社イトウ産業
代表者取締役　伊東　忠行
権利を争う旨の申述の終期　平成23年３月８日
平成23年３月９日　　久留米簡易裁判所
（別紙）　目　録
為替手形　３通
⑴手形番号　ＴＷ69770
金額　2,592,538円
支払期日　平成22年10月31日
支払地　福岡県久留米市
支払場所　株式会社福岡銀行久留米営業部
振出日　平成22年７月15日
振出地　白地
振出人　川村産業株式会社　代表取締役　川村　謙二
受取人　申立人
最終所持人　申立人
⑵手形番号　ＴＷ69818
金額　3,568,318円
支払期日　平成22年11月30日
振出日　平成22年８月17日
⑶手形番号　ＴＷ69961
金額　1,811,421円
支払期日　平成22年12月31日
振出日　平成22年９月15日
⑵及び⑶の為替手形の支払地、支払場所、振出地、振出人、受取人及び最終所持人は⑴の為替手形の記載に同じ

平成２２年（へ）第２号
次の申立人の申立てによって別紙目録表示の権利について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権利を争う旨の申述をし、かつ、権利を届け出る者がなかったので、前記の権利の無効を宣言する。
鳥取県米子市西福原４丁目11番９号
申立人　熊谷　修司
権利を争う旨の申述の終期　平成23年３月10日
平成23年３月11日　　米子簡易裁判所
（別紙）　目　録
⑴土地　西伯郡南部町上中谷字屋ノ垰尻1444番
畑　46平方メートル
土地　西伯郡南部町上中谷字サンコ石2152番
畑　208平方メートル
⑵登記年月日番号　鳥取地方法務局米子支局明治44年４月６日受付第998号
⑶登記した権利の内容
登記の目的　抵当権設定
原因　明治44年３月18日玄米借用証書
権利者その他の事項
債権額　玄米６石３斗
利息　無利息
抵当権者　西伯郡西伯町大字上中谷45番屋敷　遠藤源一郎

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２３年（フ）第１２１号
栃木県河内郡上三川町大字上三川3948番地
債務者　ライトン電子工業株式会社
代表者代表清算人　櫻井　正邦
１　決定年月日時　平成23年３月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　白土　陽子
４　破産債権の届出期間　平成23年４月15日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月27日午後１時45分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第２５７号
千葉市若葉区西都賀１丁目14番16号Ｂ501
債務者　有限会社千葉プロカラーラボ
代表者代表取締役　関本　　勝
１　決定年月日時　平成23年３月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　濟木　昭宏
４　破産債権の届出期間　平成23年４月18日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月５日午前11時
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係